

令和 7 年第 12 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 7 年 12 月 15 日（月） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 09 分 浜名区役所 3 階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 23 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
 足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭
 後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑
 中村千ひろ㉒、高林美智代㉓

欠席委員 1 名

鈴木要㉔

事務局職員 12 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司、内山忍、山田直幸
 渡邊光二、村井仁美、佐々木朝飛

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 83 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 84 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 85 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 86 号議案 非農地証明について
- 第 87 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第 88 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 第 89 号議案 農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について

(2) 報告事項

- 報第 76 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 77 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 78 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 79 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 80 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 81 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 82 号 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、只今から令和7年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、
本会が成立しますことをご報告申し上げます。
また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。
それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 改めまして、こんにちは。
本日は、皆さんには年末の大変忙しい時期にもかかわらず農業委員のほとんどの方が
ここにお集まりいただきました。本当に、農業委員としての仕事を全うしてくれている
んだということを実感したところでございます。また、年を越した1月19日には、新年
会、そしてその前に農業委員会の総会を行うことが決まっておりますのでよろしくお願
いします。さて、「儲かる農業」というキーワードであります。今、若者はですね、い
くら農業が儲かる産業であっても農業を継がないという人が多くいるわけでありませ
う。静岡県もこれから10年後に耕作者がいなくなる農地の割合が59%ということな
ので半分以上の農家が無くなっていくのかなということを感じております。そこでその
農家を誰がやるかという、新規就農者の方が本当にやる気があって今、畑が欲しいと
いえば、いくらでも畑が集まるよ、伸びしろしかないということを新規就農者には言
っております。しかし、今の様に働いてくれる人がいっぱいいるということは少子化問
題等あって、10年後、20年後どうなっていくか分かりません。今、外国人の労働者
を入れて、何とか一生懸命やってくれるので、そういう方たちを頼りにならやっ
ていけるかなと思っております。10年後20年後賃金が高いところに行っ
てしまっただけで日本には来ないとなった時にどうするのか、土地は広げ
たけど、手間がかかる作物は多くあります。野菜もそうですし、50人100
人と雇っている人もいます。自分のやっているみかんの場合は、機械化して
収穫をするということがいまのところ不可能だし、これからも不可能でないか
ということも言われていますので、無理に雇用を増やしても、それが20
年後出来る人がいなければ、寒波が来た時みかんに全部霜が降りてしま
うということもありえます。そういうことも踏まえて、私たち農業委員は、
農地を守り、また、みんなと一緒に集落営農というかたちを取るのか、
いい方法をこれから模索して、いろんな農業を守っていきたく
思います。また、浜松市農業委員会の副会長、水崎さんが長年、全国
認定農業者協議会の会長をしておられました。今回、水崎さんが表彰
されたということで、12月12日の農業者新聞に載っております。見
た方もいらっしゃると思いますが、ここでお祝いを言いたいと思
います。おめでとうございます。それでは農業委員会総会の方を開
会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願い
いたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 17 番の森島倫生委員、議席番号 18 の鈴木英雄委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 83 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 83 号議案「農地法 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

村井 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 350 番外 32 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 21 件、贈与に係る案件が 4 件、賃貸借に係る案件が 4 件、使用貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 3 件でございます。また、新規の方は 12 件、外国籍の方は 1 件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 7 ページ、地区「春野」、整理番号 384 番は所有権の売買に係る案件でございます。譲受人は、XXXXXXXXXXのXXXXさん、XX歳でございます。XXXXさんは、これまで 30 年ほど夫の実家で農業経験がありますが、この度、申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。申請地は、XXXXXXXXXXの畑、11 筆で、取得後は、甘藷・大豆・お茶の栽培をしていく計画でございます。申請者は既に耕うん機、茶刈機、軽トラックを所有しており、耕作できる状態です。また現在の居住地はXXXXXXXXXXですが、所有者の宅地も同時に取得すること、実家が申請地近くにあることから農繁期にはそちらを拠点とできることも確認しております。収穫できた作物は JA への出荷を予定しております。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員をお願いします。

青木 調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでしたが、354 番の太陽光については、ヒアリングした結果、地元の営農センターだと野菜中心のため今回、浜北の緑花木センターで指導を仰いだ中で更新にいたったとのことで、今後も、緑花木センターに相談しながら、生産・販売を行っていきたくないと申し出がありました。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。太陽光に関しては4回目の更新になりますが、生育も良く、新規就農に関しては、地元の方が購入するとのことで、聞き取りを行い、問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。

第83号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 お手元の議案9ページをご覧ください。第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

村 井 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号65番外9件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設関連が4件、自己用住宅関連が4件、貸駐車場が1件、営農型太陽光発電の更新が1件でございます。

また、農地区分別の内訳は、第3種農地が4件、第2種農地が1件、第1種農地が3件、農用地区域内農地が2件でございます。なお、是正案件は65番、66番、68番、72番、74番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。73番の営農型太陽光に対して、いくつかの事業が取り組まれています。この事業はとても模範的で優良ケース、条件が整ったところで行えばこういう作物が榊であっても樫であってもできるという証明がされたケースでございます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第84号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第85号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 お手元の議案、11ページをご覧ください。第85号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号712番外146件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が2件、自己用・共同住宅関連が88件、事業用の建物関連が3件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が40件、太陽光発電施設・蓄電設備が8件、営農型太陽光発電が4件、一時転用が2件でございます。

農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が8件、第1種農地が17件、第2種農地が23件、第3種農地が99件でございます。

なお、是正案件は714番、719番、743番、750番、758番、846番、850番、855番です。また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 14 ページ、地区「積志」、整理番号 730 番をお願いします。

■■■■■の田 3 筆、畑 6 筆、計 9 筆 3,258 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■に主たる事務所を置く■■■■■です。現在、浜松支部の寺院周辺に 9 ヶ所駐車場を確保しておりますが、賃借している 3 ヶ所の駐車場について地主から返還を求められており、代替地として本申請地に駐車場を確保したく申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■の南西約 300m に位置しており、現在は耕作放棄地になっております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、参拝者用の駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。申請地の周囲には見切工とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は碎石敷きの自然浸透を基本とし、余剰分については敷地内側溝から道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 14 ページ、地区「積志」、整理番号 731 番をお願いします。

■■■■■の畑 5 筆 4,973.25 m²について、宗教施設を新設したいという申請でございます。申請者は、■■■■■に主たる事務所を置く■■■■■です。現在ある既存施設は築 50 年以上経っており、老朽化が進み、建て替えを検討しましたが、市街化区域内でもあり、現敷地内では十分な面積が確保できないことから、本申請地に全面移転をすべく申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■の南東約 150m に位置しており、現在は保全管理されております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、教会棟、物置、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われます。申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 20 ページ、地区「花川」、整理番号 768 番をお願いします。

■■■■■の畑 3 筆 3,658 m²について、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■に本店を置き、■■■■■を営む法人です。現在、所有している重機などを保管している資材置場が借地のため、土地所有者から返還を求められていることから、移転先として新たに資材置場・駐車場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は■■■■■の北東約 2km に位置する農地で、現在は保全管理されております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、資材置場、駐車場等を新設する計画であり、配

置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には見切工とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は碎石敷きの自然浸透を基本とし、余剰分については道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 25 ページ、地区「三方原」、整理番号 799 番をお願いします。

■■■■■■■■■■の畑 1 筆 3,632 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■■■■■■に本店を置き、■■■■■■■■■■を経営する法人です。現在の店舗は令和 6 年に開店しましたが、従業員用の駐車場敷地が 2 年間の借地契約のため、契約期間が満了する前に、新たに駐車場を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■■■■■■の西約 600m に位置する農地で、現在保全管理されております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、駐車場と緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は碎石敷きの自然浸透ですが、敷地内に浸透柵を数ヶ所設けて排水させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして議案 30 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 832 番、833 番をお願いします。

本事業は、権利の関係上、申請を 2 件に分けておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。■■■■■■■■■■の田 2 筆、畑 1 筆、合計 4,565 m²について、太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。申請者は、■■■■■■■■■■に本店を置き、■■■■■■■■■■を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、■■■■■■■■■■の西約 1km に位置する農地で、現在は保全管理地となっております。農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。代替地の検討としましては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、5,000 m²前後の面積が確保できることを条件に検討しており、周辺に営農地が少ない本申請地を選定しております。本転用事業は、645W の太陽光パネル 792 枚を設置し、発電能力が 510.84kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には小堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透及び敷地内に塩ビ管を設置し水路に制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考え

えます。

続きまして議案 33 ページ、地区「亀玉」、整理番号 856 番をお願いします。

■■■■■の畑 2 筆 3,270 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■■に主たる事務所を置き、■■■■■を営む法人です。現在、■■■■■にある浜松営業所の敷地を利用しながら、トラックドライバーの労働時間の規制強化に対応するため、関西から関東までの一つの運送ルートを複数人で分担する中継輸送を試験的に行っております。しかしながら、■■■■■営業所では手狭で、トレーラーの貨物部分を付け替えるスペースが不足しており、また、現在利用している■■■■■まで距離があり効率が悪く、それらの課題を解消するため本申請に至ったものです。申請地は、■■■■■の南東 約 400mに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当であると思われま。申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、敷地内には側溝を設け道路側溝へ排水する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員をお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。先程の説明の補足で 730 番に関して、駐車場の借地の部分の返却台数と今回新たに申請があった分の台数は一緒ぐらいですからおおむね問題はないかと思えます。あとは、ちょうど小中学生が通学路との兼ね合いがあるので出入りについて確認したところ問題はないかと思えます。731 番に関しては既存の施設がある場所的には■■■■■内にあったのが非常に狭いということで申請にいたったのですが、場所的には■■■■■の高架が近いということで、朝晩の渋滞が激しいので、極力左折での駐車をお願いしました。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。773 番について自然浸透によ
 っの排水でしたが勾配があるので気を付けるように、道路に勢いよく流れないように
 お願いしました。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。856 番について補足いたしま
 す。地主さんはこの周辺で ████████ を経営しながら、無農薬で栽培をしてる方です。
 この周辺が 24 年問題、トラックドライバーの労働環境の変化に対応して、倉庫である
 とか駐車場が次から次に作られる状況になった結果、██████ を営業していくロケー
 ションが確保できないということで撤退をするということになりました。私もはこの調
 査会で審議をした結果、問題はないと申し上げますが、法的な対応として問題がないと
 言っているわけです。ところが農業生産の実態によると、開発が進行することによって、
 撤退する農家が出てくるのが、私たちの審議につきものだと痛感をしているところで
 ございます。法的な対応としては問題がないと申し上げます。以上です。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

松 島 丁寧に回答をいただきたくて挙手しました。地区積志 731 番でございます。面積が約
 5,000 m²で緑地と通路で約 7 割を占めているということでこの辺はどのようになっ
 ているのか説明をお願いします。

吉 山 緑地の面積が多いということですが、こちら緑地が兼用の調整池も兼ねていて、その関係で多くなっております。通路につきましても 52 台中に駐車場の方を確保していくので、広くとっている形になっています。除外からの案件になりますが、元々は建物を広くとっていたのですが、それを開発の時点で小さくするというので、開発部局の方でも調整してこのようになりました。

松 島 これは、面積とか駐車場の台数によって決めるのではなくて緑地の自然浸透とか通路を加味してこの面積が妥当だということで許可の申請がでたということよろしいでしょうか？

吉 山 そうということになります。信者数とあと建物の大きさ、駐車場、調整池の取り方を緑地と兼用にしたというところでこういった形になりました。

森 島 [] がだめだとか言う事ではありませんが、こういう [] 法人の実態をどうやってつかんでいるか教えてください。

吉 山 [] ですが、青木委員からも説明があった様と同じ [] に [] を設けておりますが、そちらが市街化区域にあり、建物が昭和 45 年に建てたもので、老朽化もあるということで建て替えを検討したのですが、市街化区域には広げることが出来ないということで、信者数や行事を加味してこの面積が妥当ということで審査をしております。

議 長 他にはよろしいですか。それでは採決いたします。

第 85 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 86 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 お手元の議案 35 ページをご覧ください。第 86 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号 44 番外 10 件でございます。

地区「三方原」、整理番号 44 番の申請地は、昭和 45 年に自己用住宅が建築され、宅地利用されているものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 45 番の申請地は、昭和 42 年に農業用倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 46 番の申請地は、昭和 25 年に工場と事務所、昭和 63 年に倉庫と物置が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 47 番の申請地は耕作困難のため、昭和 60 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 48 番の申請地は耕作困難のため、昭和 60 年に植林されたものです。

地区「龍山」、整理番号 49 番の申請地は耕作困難のため、昭和 50 年に植林されたものです。

地区「春野」、整理番号 50 番の申請地は、昭和 53 年に物置、平成 10 年に車庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「春野」、整理番号 51 番の申請地は、昭和 44 年に自己用住宅が建築され、宅地利用されているものです。

地区「水窪」、整理番号 52 番の申請地は耕作困難のため、昭和 49 年に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 53 番の申請地は耕作困難のため、昭和 49 年に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 54 番の申請地は耕作困難のため、昭和 49 年に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 86 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 87 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 お手元の議案 39 ページをご覧ください。第 87 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」でございます。担当から説明いたします。

石川 今月の案件は、地区「和合」、整理番号 3 番外 1 件でございます。

まず、生産緑地制度について説明いたします。

市街化区域内の農地は、都市の貴重な緑地空間として、また災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上で営農継続が可能な農地については、所有者の申請により「生産緑地地区」として指定し、税制面で優遇されます。

浜松市では条例により、指定対象となる農地面積の下限を 500 m²から 300 m²に引き上げています。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様の課税となる等の優遇がありますが、原則 30 年間の営農義務があり、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定から 30 年経過時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気・けが等で農業に従事できなくなった場合、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買取申出には、所有者がその生産緑地の「主たる農業従事者」であることの証明が農業委員会から必要となります。

それでは整理番号 3 番についてご説明します。

今回の申出者及び買取申出事由が生じた者は、XXXXXXXXXX さんです。対象農地はみかん等を栽培する畑でした。平成 23 年 12 月 26 日に生産緑地地区の指定を受けましたが、主たる農業従事者である XXXXXXXXXX さんが、医師の診断書にあるとおり身体の故障により耕作の継続が困難となりました。また、妻の XXXXXXXXXX も高齢のため、農地の継続的な

耕作管理が困難な状況です。これらの事情により、このたび生産緑地法の規定に基づく買取申出を行うこととなりました。

11月28日に証明願が農業委員会に提出され、「浜松市農業委員会 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区の谷野委員と事務局で現地調査及び聞き取り調査を実施し、事実確認を行いました。

次に整理番号4番についてご説明します。

今回の申出者は■■■■さん、買取申出事由が生じた者は夫の■■■■さんです。対象農地はたまねぎ等を栽培する畑でした。平成19年11月1日に生産緑地地区の指定を受けましたが、主たる農業従事者である■■■■さんが、医師の診断書にあるとおり認知症を患らい耕作の継続が困難となりました。また、妻の■■■■も高齢のため、農地の継続的な耕作管理が困難な状況です。これらの事情により、このたび生産緑地法の規定に基づく買取申出を行うこととなりました。

11月25日に証明願が農業委員会に提出され、「浜松市農業委員会 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、篠原・舞阪地区の鈴木満彦委員と事務局で現地調査及び聞き取り調査を実施し、事実確認を行いました。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

それではご意見もないようですので、第87号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第88号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 お手元の議案、41ページをご覧ください。第88号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしく願いいたします。

議長 私が該当する案件でございますので、退出いたします。進行を副会長の水崎委員にお願いします。

(議長退出、水崎副会長が進行)

水崎 それでは、事務局から説明をお願いします。

佐々木 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借及び売買は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1枚めくって頂きまして、「内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、

合計 364 筆、369,492.64 m²でございます。貸借の始期は令和 8 年 2 月 20 日、売買の移転の時期は令和 8 年 2 月 24 日となります。

その次の 1 ページから明細を掲載しております。

1 ページから 23 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、25 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

27 ページは、機構である公社が農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地農地を買い入れて、認定農業者等へ売り渡す、機構を介した売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 7 条において「農地売買等事業」として特例的に認められているものです。

また、農地所有者から公社への買い入れと、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを一括で行う計画です。

説明は以上でございます。

水 崎 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

水 崎 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 88 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

水 崎 異議ないものと認め、承認することといたします。

それでは、後藤委員はご入出をお願いします。

(議長入出)

議 長 次に、第 89 号議案「農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

石 田 お手元の議案、43 ページをご覧ください。第 89 号議案「農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 本件農用地は、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に該当しているため、申出に係る農用地について買入協議の対象であると判断し、同条第 2 項の規定による「買入の協議を行う旨」を、農地所有者あてに通知するよう市長に対して要請を行うもので、今月の案件は 2 件で、畑 12 筆 23,706 m²でございます。

なお、買入協議が成立した後の買入及び売渡については、農業経営基盤強化促進法第 7 条において特例的に認められている「農地売買等事業」によって農地中間管理機構である静岡県農業振興公社を介した売買を行います。

また、この売買については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき機構である公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。
それではご意見等もないようですので、第 89 号議案「農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入協議の要請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 76 号から第 82 号までを、事務局から、報告をお願いします。

石 田 議案 45 ページをご覧ください。報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。このうち「農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について」説明いたします。

お手元の議案、75 ページをご覧ください。担当から説明いたします。

佐々木 報第 82 号「農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について」でございます。

届出地は、令和 7 年 9 月 16 日付け農地法 3 条許可により権利設定され、この度「農作物栽培高度化施設」を設置する計画があり、届出されたものです。配布したリーフレットをご覧ください。以前は、農業用ハウス等の底面を全面コンクリート張り等にするには、農地転用許可が必要でしたが、平成 30 年 11 月 16 日付けで農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行され、農作物の栽培の効率化・高度化を図るため、底面を全面コンクリート等で覆う農業用ハウス等については、農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要になりました。

この届出が受理された農業用ハウス等は、農地として扱われますので、固定資産税が農地として課税されるほか、相続税納税猶予の適用地とすることができます。

高度化施設の主な基準としては、リーフレット P2 の 3 に書かれておりますが、

- ・専ら農作物の栽培の用に供するものであること
- ・周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないもの
- ・設置のために必要な行政庁の許認可等を受けていること、または受ける見込みがあること

などがあり、高さの基準としては P3 に図が示されておりますが、棟高 8m 以内、軒高 6m 以内で平屋であること、屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合、春分の日及び秋分の日において 2 時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないこと、などがあります。

今回の計画では、棟の高さが最大 5m であること、屋根や壁面を透過性がある樹脂系フィルムで覆われたビニールハウス内で、姫ネギを水耕栽培する計画であること、その他の基準においても提出された届出書及び添付書類を審査したところ、問題ないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

議 長 ・1 月 19 日の中野市長との意見交換会について

- 森 島 ・農地の集約について
- 松 島 ・農業委員と最適化推進委員について
- 安 間 ・熊の出没について
- 山 中 ・所有者不明の農地について
- 水 崎 ・認定農業者協議会との意見交流について

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 ・国営かんがい排水事業「三方原用水二期地区」の工事完了について

石 田 ・農業委員会だよりの配布

・農地台帳補完調査書類について

・令和8年第1回農業委員会総会

日時 令和8年1月19日（月） 午後3時30分から

場所 浜松市役所 8階 全員協議会議室

・令和7年度西部農業委員会協議会研修会

日時 令和8年1月29日（木） 午後2時から

場所 浜松市可美公園総合センター ホール

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第12回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時09分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員